

各位

2012年9月  
65歳解雇裁判支える会  
代表 平賀 健一郎  
郵政産業労働者ユニオン  
委員長 廣岡 元徳

## 郵政非正規社員の「定年制」無効裁判に対する署名のお願い

貴労組、貴団体のご活躍に敬意を表します。また、日頃の私たちに対するご支援とご協力に感謝いたします。

日本郵政は、2011年9月末、65歳を超えた非正規社員1万2,245名を雇い止め・解雇しました。民営化時の就業規則で非正規社員に「65歳定年制」を導入したことがその理由です。しかし、解雇された人たちが採用された時（公社時代）には、こうした就業規則はありませんでした。体力が続く限りはいつまでも働けると思い、会社からもそう説明されて採用に応じた人が殆どです。

65歳を超えたといっても昨日まで元気で働いていた人で、働く体力も意欲もある人ばかりです。中には、働かなくては生活できない人も少なくありません。こうした人たちにとっては死活問題です。今になって「65歳定年」といわれてもどうも納得はできません。会社の理不尽な解雇は許せないと7名の非正規社員が解雇の無効と65歳定年を定めた就業規則の無効を求めて東京地裁で闘っています。

定年制は終身雇用と年功処遇を前提としてはじめて合理性を持つもので、有期雇用で年功処遇にも縁のない非正規社員に定年制を導入する合理性も必要性もありません。憲法の働く権利を侵害し、公序良俗に反して違法です。少子・高齢化社会の中、高齢者の働く権利を守ることは、高齢者の生活を守るだけでなくこれからの社会を支えていくためにも必要です。私たちは、この裁判は、原告の働く権利と生活を守るだけでなく、少子・高齢化社会の中での高齢者の働く権利を問い直す社会的闘いだと考えています。

裁判を勝利するために裁判所に対する上記の署名を取り組んでいますのでみな様のご理解とご協力をお願いいたします。

署名については、2012年12月末日までに下記宛にご送付ください。

〒101-0021

東京都千代田区外神田6-15-14 外神田ストーク502号  
65歳解雇裁判支える会 迄